



川越市立名細小学校

いじめ防止基本方針



令和6年4月

川越市立名細小学校

日頃の生徒指導、生徒指導委員会、学校いじめ対策委員会、ケース会議、いじめアンケート、その他必要に応じて活用してください。

目 次

I	基本方針	
1	いじめ防止に対する基本理念	4
2	いじめの定義	4
3	いじめの防止	5
4	早期発見	5
5	いじめに対する措置	6
6	いじめの解消に関する措置	7
7	重大事態への対処	7
8	その他の留意事項	9
II	関係機関との連携	10
III	いじめ防止年間計画	11

はじめに

子供は、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子供の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校を含めた社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、川越市では平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、子供一人一人の尊厳を大切にし、互いに尊重し合う社会の実現のため、平成26年11月21日、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめ防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため「川越市いじめ防止等のための基本方針」を策定した。そして、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び川越市の状況を踏まえ、平成30年7月24日、川越市基本方針が改定された。

川越市として改定にあたり次の2点を視点とした。

- ① 国及び県の改定の趣旨及び改定のポイントを踏まえる。
- ② 平成24年1月に発生した「市内中学生傷害事件」及び平成28年8月に発生した「東松山市地内発生少年死亡事件」の検証結果や再発防止の視点を踏まえる。

以上を踏まえ、ここに、本校のいじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「川越市立名細小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

令和6年4月 川越市立名細小学校

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童を守ることを共通認識とし連携していじめの根絶に努める。

基本理念（１）に係る対策の方針

- ①児童からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめを受けている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

基本理念（２）に係る対策の方針

- ①日常的にいじめの問題について触れ、児童にいじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

基本理念（３）に係る対策の方針

- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法」第２条）。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（学校いじめ対策委員会等 P8）をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聴き取り調査等がいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもしじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

3 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。**年度当初の学級開きで、川越市いじめ・不登校対策検討委員会いじめ問題対策部が作成したスライドを活用し、いじめ行為の理解を深める授業を全学級で実施する。**
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進によりお互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における9年間を見通した指導体制の充実を図るため、進学先中学校との連携を推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (4) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、家庭と連携していじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ・ 学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、本校いじめ防止基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ・ いじめを受けている児童から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ・ いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、名細中学校のさわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・ 解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家やさわやか相談員、スクールカウンセラーなどの協力を得て組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・ いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとき、はやしたてるなど同調する行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ・必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消に関する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ・児童が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った

- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・相当の期間（３０日）学校を欠席することを余儀なくされた
- ・その他校長や教育委員会が認めるもの

児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

（２）重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。

- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（３）教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。

（４）学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。

- ・調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ・いじめを受けている児童からの聞き取りが可能な場合
 - ①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ②いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめを受けている児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ①当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
 - ②調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

（５）調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。

- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報

報に十分配慮する。

- ・アンケートによる調査については、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ・調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(6) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「学校いじめ対策委員会」の構成員については、本校生徒指導委員会等を中心に、必要に応じて、PTA会長、自治会長、関係機関職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含むものとする。
- ・「学校いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、名細中学校のさわやか相談員の参加を要請する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・名細小学校いじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と自己評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・自己評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校運営協議会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、本校いじめ防止基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・本校いじめ防止基本方針については、ホームページへ掲載するとともに、その他の方法により保護者や地域住民に積極的に周知を図る。

(6) 新型コロナウイルス等、各種感染症に係るいじめ対応について

- ・考えられるいじめ等の事例
 - ①感染症にかかった児童が偏見や差別につながるような行為を受ける。
 - ②咳をした人が極端に避けられる。
 - ③体調不良を訴える児童が感染症の疑いをかけられたり、噂等を流されたりする。

- ④オンライン上で仲間はずれや悪口等を受ける。
- ⑤休校、休業期間に SNS 上で仲間はずれや悪口を受ける。
- ⑥マスクの着用は本人の意思で決定するものであるにも関わらず、着用しない・着用することで非難される。
- ・考えられる学校の対応
 - ①改めて感染症の防止について正しい知識を児童に分かるように伝える機会を設ける。
 - ②児童の心配や不安を把握し、不安軽減を図る機会を設ける。
 - ③改めて SNS やインターネットの活用の仕方について指導する。
 - ④感染症に係る誹謗中傷や差別をしない学校風土、学年・学級環境を構築する。特にマスク着用は本人の意思で決定するものであり、着用しない・着用するで差別することのないように指導する。

Ⅱ 関係機関との連携

いじめの状況に応じて、関係機関との連携を図り、関係機関からの出席を依頼するなどケース会議などを立ち上げ、方針や具体的な対応策について協議し、迅速な解決と未然防止を図る。

1 川越市教育委員会との連携

- (1) 川越市立教育センターにおけるいじめ電話相談
- (2) 川越市「いじめ相談電子窓口」「ときもスチューデントポスト」の活用
- (3) 川越市「いじめ発見チェックリスト」の活用
- (4) 川越市「児童及び保護者対象のアンケート調査」の実施
- (5) 教職員の指導力向上
 - ・いじめの対応に関する教職員研修への参加

2 警察等との連携

- (1) 川越警察署生活安全課との日常的な連携
- (2) 定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- (3) 埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携
- (4) 埼玉県警察本部非行防止指導班「あおぞら」による指導啓発活動
- (5) 法務省人権擁護局「子供の人権 110 番」におけるいじめ電話相談 等

Ⅲ 令和6年度 川越市立名細小学校 いじめ防止年間計画

◆定期的に実施 毎月実施：生徒指導委員会（毎月1回）、教育相談日（毎月1回） 年間を通して：あいさつ運動			
---	--	--	--

月	活 動 計 画	活 動 内 容	留意点
4	○校内研修 ○学級づくり ○授業参観・懇談会	・生徒指導、いじめ防止基本方針の共通理解 ・いじめ防止に向けた学級づくりの推進 ・学校教育目標といじめ防止基本方針に基づく学級経営の推進 ・友だち、先生、地域の人へ感謝の気持ちを育てる ・学級づくりチェックリストの活用	学校におけるいじめの対応方針の確認（いじめ対応マニュアル）
5	○自宅確認 ○運動会	・児童の住居地を確認し緊急時に備える。 ・児童の生活状況等の調査 ・学校教育目標といじめ防止基本方針に基づく学校経営の推進 ・運動会の取組を通して、協力性や責任感を高め、全児童に所属感を持たせる。	保護者の理解を得る
6	○第1回 小中授業交流会 ○人権作文、人権標語 人権メッセージ ○なかよし集会 ○授業参観・懇談会 ○いじめアンケート	・配慮を要する児童についての共通理解 ・児童生徒の学習・生活状況について情報交換を行い、対応方針を検討する。 ・国語、道徳の授業の中で、人権について考える。 ・縦割り活動を通して、人と人との望ましい関わり方を学ぶ。 ・学校と家庭と相互の情報を交換し合うことで、信頼関係を築く。	子ども自身の力で明るい学校をつくる いじめの実態を知る
7	○非行防止教室（高） ○林間学校	・班や学級の中での協力や思いやりの心を育む。	児童理解をふりかえる
8	○小中交流会 ○校内研修（生徒指導・教育相談、人権教育） ○1公民館名細5校研修会	・児童生徒の学習・生活状況について情報交換を行い、対応方針を検討する。 ・望ましい人間関係の育成に向けての共通理解 ・人権教育の研修を通して、いじめのない地域、学校づくりを推進する。	校種間連携の推進
9	○個人面談	・学校と家庭と相互の情報を交換し合う。 ・児童の生活状況等の調査 ・班や学級内での協力性や思いやりの心を育む。	生きがい・居がいのある学校
10	○人権絵画 ○修学旅行 ○名細小まつり	・共に喜び、共に生きる姿を表現することを通して人への優しさを養う。	子どもの力を生かした指導
11	○音楽会 ○人権を視点とした授業公開 ○授業参観・懇談会 ○非行防止教室（低）	・協力の意義と楽しさに気付かせる。 ・縦割り活動や保護者、地域住民との交流を通して多くの人々に支えられて生活していることを知る ・人権を意識し、望ましい人との関わり方を学ぶ。 ・学校と家庭と相互の情報を交換し合うことで、信頼関係を築く。	人権を意識した授業と生活
12	○世界人権週間 ○いじめ・学校生活アンケート ○6年バスケットボール大会	・各教科領域等での人権についての啓発活動 ・児童と保護者を対象にいじめ、学校生活アンケートを実施し、実態把握を行う。 ・力を合わせることの意義と楽しさに気付かせるとともに、他校児童との望ましい関わり方を学ぶ。	人権意識の涵養
1	○第2回 小中授業交流会	・児童生徒の学習・生活状況について情報交換を行い、対応方針を検討する。	子どもの力でいじめのない学校をつくる
2	○入学説明会 ○授業参観・懇談会	・いじめ防止について学校の方針を伝える。 ・児童生徒の学習・生活状況について情報交換を行い、対応方針を検討する。 ・児童の1年間の成長をふり返り、次年度に向けた指導方針を確認する。	子ども理解に努める
3	○六年生を送る	・自分の成長を確かめ、自分を大切にし、進級を共に喜ぶ気持ちを持たせる。	次年度にむけた準備